

【保険者名： 津市 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【ケアプランチェック】 適宜行っています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 現地確認を適宜行っています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 過去購入の履歴確認を行っています。</p> <p>【介護給付費通知】 年4回介護給付費通知を行っています。</p> <p>【医療情報との突合】 適宜行っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプランチェック】 適宜、算定可能な内容か、サービスの必要性について確認を行いました。ケアプランチェック後の短期目標、長期目標等、どう変化があったか、利用者本人の自立支援につながったかどうか個々の確認を行うまでには至りませんでした。</p> <p>【住宅改修実態調査】 現地確認を行うことで保険給付対象の工事としての適・不適の確認を行いました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具購入の際には、過去購入履歴の確認を行い、同一品目を再購入するような場合には、その必要性について確認を行いました。</p> <p>【介護給付費通知】 給付費通知を改めて送付することで、サービス利用者に自己負担額、保険給付額の意識付けを行いました。</p> <p>【医療情報との突合】 医療情報との突合を行うことで、不適切なサービス利用についてサービス事業所への確認を行い、適正化につながりました。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ これまでの取り組みについては、今後も継続して行っています。</p> <p>○ 適正化システムにおける給付実績を活用していきたいと思えます。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度] 給付費通知のお知らせ発送、医療情報点検、住宅改修 現地確認、福祉用具購入 過去購入の履歴確認、適正化システムにおける給付実績の活用をします。</p> <p>[平成24年度] 給付費通知のお知らせ発送、医療情報点検、住宅改修 現地確認、福祉用具購入 過去購入の履歴確認、適正化システムにおける給付実績の活用をします。</p>

〔平成25年度〕

給付費通知のお知らせ発送、医療情報点検、住宅改修 現地確認、福祉用具購入
過去購入の履歴確認、適正化システムにおける給付実績の活用をします。

〔平成26年度〕

給付費通知のお知らせ発送、医療情報点検、住宅改修 現地確認、福祉用具購入
過去購入の履歴確認、適正化システムにおける給付実績の活用をします。

☆ 活用する帳票の種類を増やしていきたいと思えます。

支給限度額一定割合越一覧、給付急増被保険一覧表、支援事業所とサービス事業所の関係一覧表など、帳票をリンクさせて事業者の動向を踏まえ、ケアプランチェックを行って適正化につなげていきます。

【保険者名：四日市市】

○これまでの取組の状況

【認定調査状況チェック】

認定調査については平成20年度より新規は市職員、更新や変更は委託先(主に四日市市社会福祉協議会)が調査していますが、調査基準どおり調査が行われているか、また主治医意見書との整合性も含め、認定審査会事前準備段階より全件チェックしており、公平公正な調査と調査員の目ざろいに努めてきました。

【ケアプランチェック】

サービス計画書、サービス計画表、サービス担当者会議の要点などの内容確認を行い、適切なサービスとなっているかチェックを行いました。

【住宅改修実態調査】

金額の多寡に関係なく、介護支援専門員等による事前調査(現地調査・申請書等作成)を実施し、事前審査の後、完了後の訪問調査、工事前後写真により、確認を行いました。

【福祉用具実態調査】

金額の多寡に関係なく、介護支援専門員等による事前調査(現地調査・申請書等作成)を実施し、事前審査の後、購入後の訪問調査、購入領収書により、確認を行いました。

【介護給付費通知】

介護給付費の通知を年3回行うことで介護給付の適正化を図りました。

【医療費情報との突合】

国保連合会介護給付適正化システムを活用し、医療費情報との突合を実施しました。

【縦覧点検】

国保連合会介護給付適正化システムを活用し、適正化を図りました。

【給付実績の活用】

国保連合会介護給付適正化システムを活用し、適正化を図りました。

【軽度者の福祉用具貸与】

医師の意見やサービス担当者会議等の内容確認を行い、適切なサービスとなっているかチェックを行いました。

【居宅介護支援事業所等の指導】

各種サービス担当者会議を定期的に年数回開催し、制度の普及や指導を行いました。

【その他適正化指導】

市に指定権限のある地域密着型サービス事業者、介護予防支援事業者や基準該当事業者に対する指導を順次実施してきました。なお、「経済財政改革に関する基本方針2007」に基づき、市内の営利法人の監査を平成21年度に実施しました。

<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の進める集中改革プランによる職員の減員や高齢者の増加、課題の増加等による困難はあったが、目標であった全ての適正化事業について実施できました。 ○ 国保連合会介護給付適正化システムの全帳票について検討し、効率的、効果的に利用できる帳票の選択を行い、利用方法、処理方法の検討を行いました。また、適正化の実施時期や実施方法の再考を行い、手持ち資料の活用や事業所への問合せ・調査方法に工夫を行いました。
<p>○目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正化の取り組みを通し、利用者、事業者から信頼される介護保険制度運営を続けます。 ○ 適正化事業について実施を継続し、レベル向上に努めます。 ○ 公平・公正な認定調査業務の遂行に努めます。 ○ 介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう事業者に対する必要かつ適切な助言指導に努めます。
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度の制度改定に伴い、調査項目や基準に変更が行なわれる場合は、事前に研修を重ね、新基準での調査業務移行がスムーズに行なえるように努める。 ○ 主要5事業の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 ○ 主要5事業以外(給付実績の活用・縦覧点検)の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 <p>[平成24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要5事業の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 ○ 主要5事業以外(給付実績の活用・縦覧点検)の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 <p>[平成25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要5事業の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 ○ 主要5事業以外(給付実績の活用・縦覧点検)の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 <p>[平成26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度の制度改定に伴い、調査項目や基準に変更が行なわれる場合は、事前に研修を重ね、新基準での調査業務移行がスムーズに行なえるように努める。 ○ 主要5事業の適正化の継続とレベル向上を推進していきます。 ○ 主要5事業以外(給付実績の活用・縦覧点検)の適正化の継続とレベル向上を推

	進していきます。
--	----------

【保険者名： 伊勢市 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査は、新規・変更・更新申請の全て(遠方市外を除きます)を直営で行っています。月1回認定調査員とのミーティング及び研修を行い、調査の適正化、調査員の質向上に努めています。また調査票のチェックを行い、調査判断基準に間違いや調査員間の差が生じないように、内容の確認を行っています。</p> <p>【ケアプランチェック】 平成21年度に打合せ等を行い、22年度から事業を開始しました。5月に講師を迎えて研修会を開催し、7月から14事業所24件のケアプランチェックを行いました。</p> <p>【住宅改修・福祉用具実態調査】 住宅改修は平成19年度から、福祉用具は平成20年度から実施しており、必要に応じてケアマネジャーへの詳細な聞き取り、事業所への改善を依頼しました。</p> <p>【介護給付費通知】 平成21年度から事業を開始し、年に4回の通知発送を行いました。</p> <p>【給付実績の活用】 平成22年度から、介護サービス給付適正化支援システム(トリトン)を導入し、事業所へ給付費の請求状況の照会を依頼しました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプランチェック】 ケアプランの事前提出を依頼し、あらかじめ質問項目等をまとめておくことで、委員間で共通認識を持つことができ、面談でのスムーズな聞き取りを行うことができました。また、来庁による対面での実施なので、支援経過の詳細やケアマネジャー自身の悩み等も聞くことができました。</p> <p>【住宅改修・福祉用具実態調査】 改修や用具利用により、安全な在宅生活を送ることができているか、自宅を訪問して本人の身体状況や屋内外環境、実際の利用方法を聞き取って確認しました。全体数が多いため、実施率は低いですが、必要性の高いものから優先に調査対象としています。</p> <p>【給付実績の活用】 加算等で、主治医意見書や訪問調査票の項目と整合性が取れないものを事業所へ照会し、必要に応じて過誤返戻等の指示を行いました。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 縦覧点検、医療情報との突合、給付実績の活用は費用的な効果が見えやすく、これまでと同様に事業を実施し、事業所の制度理解を深め、過誤請求を防ぎます。</p> <p>○ ケアプランチェック、住宅改修・福祉用具実態調査は切れ目のない事業の実施により、ケアマネジャーへの意識付けおよび事業所への抑制効果が見込めるため、継続した事業の実施を目指します。</p>

<p>○今後の 取り組み の工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○ 前年度までに全ての項目を実施しているため、切れ目のない事業の実施ができるよう努めるとともに、必要に応じて指導監査に繋がります。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○ 効率的な事務処理方法を検討し、業務の時間短縮および経費削減を図ります。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○ 効率的な事務処理方法を検討し、業務の時間短縮および経費削減を図ります。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○ 事業について見直しを行い、より効果的な事業の実施を目指します。</p>
------------------------------	---

【保険者名：松阪市】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査を委託している認定調査員に向けて、県等が開催する研修会を周知し、認定調査の公平性を高めています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 住宅改修について、各工事施工業者1件ずつとはいかないものの、高額である場合や、書面によって住宅改修の必要性が確認できない場合は、電話での聞き取り又は自宅訪問にて必要性の確認を行っています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 軽度者にかかる福祉用具貸与について、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器について、文書にて確認を行い、場合によって電話又は利用者宅への訪問にて必要性の確認を行っています。</p> <p>【介護給付費通知】 目に見えた効果が乏しいもの、平成18年度より利用者に対して利用状況及び給付費額の確認をしていただく目的で4ヶ月ごとに通知しています。</p> <p>【医療情報との突合】 三重県国保連合会介護給付適正化システムにて平成18年度より年に2回実施しています。</p> <p>【縦覧点検】 縦覧点検を年に2回以上行い、軽度者にかかる福祉用具貸与で市町村の確認を行っていないケースがないか調べ、確認文書の提出を求めています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【介護給付費通知】 介護給付費通知の発送により、利用者からの問い合わせに対して、介護サービスの利用の確認を促すことができました。</p> <p>【医療情報との突合】 医療費の突合の結果、22年度は1回目と2回目で返戻件数が減少しました。定期的に請求内容の確認を行うことで、請求の誤りを減らすことにつながりました。</p>
<p>○目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定調査員との研修会を行い、調査方法や工夫点を話し合い、市内認定調査の公平性を促進します。 ○ ケアプランチェックを平成24年度中に開始し、自立支援に資するケアマネジメントを介護支援専門員と保険者が共に取り組んでいきます。 ○ 医療費の突合、軽度者福祉用具貸与のチェックを年に複数回(3回以上)行う体制を整え、事業所の制度理解を深めると共に、給付適正化を推進します。 ○ 縦覧点検の中で、確認の必要性が高いものを活用する体制を整えます。また給付実績の活用を関係職員で協議し、業務に生かします。

<p>○今後の 取り組み の工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○ 縦覧点検の活用について協議し、確認の必要性が高いものを活用する体制を整えます。現在実施している縦覧点検については実施回数を増やすよう取り組みます。また、認定調査員との研修会を行います。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○ 平成24年度はケアプランチェックに重点を絞ります。前半には、ケアプランチェックの勉強会を行い、開始に向けて備えます。後半には、ケアプランチェックを開始し、保険者として継続的に支援していきます。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○ 前年度のケアプランチェックの活動を振り返り、改善すべき事項等を確認し、見直しを図っていくとともに、点検件数を増やすなどし、適正化を促進します。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○ 第6期介護保険介護保険事業に向けて、これまでの介護給付適正化業務を振り返り、今後の取り組みを検討します。</p>
------------------------------	--

【保険者名：桑名市】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 市職員が提出された調査票の点検を行い、意見書との隔たりが大きい場合、調査員又は主治医への確認を行っています。また、調査員の月例研修会を開催して調査判断の統一等を図っております。</p> <p>【ケアプランチェック】 介護支援専門員から特殊な介護給付の相談があった場合、ケアプラン等の提出を求め助言・評価を行っています。また、短期入所サービスの長期利用の方や軽度者への福祉用具貸与について、ケアプラン等の書面確認を行っています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 ケアマネジャーからの理由書提出時に、現場の状況が提出書類で読み取れない場合、工事施工前に現地確認を行い適正であるかを確認しています。また、工事完了後についても現地確認で利用者本人に施工前とどのように変わったか聴き取りを行っています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 ケアマネジャーから購入申請があった場合、現地確認で利用者本人の話を聞き購入前とどのように変わったか聴き取りを行っています。また、必要に応じて福祉用具貸与についての利用状況について確認しています。</p> <p>【介護給付費通知】 帳票の作成を電算会社に委託し、年4回利用者に通知しています。</p> <p>【医療情報との突合】 国保連合会介護給付適正化システムの『医療給付情報突合リスト』をもとに入院日数等と介護サービス利用回数を突合し、重複請求していないか事業所に確認を行っています。</p> <p>【縦覧点検】 国保連合会介護給付適正化システムの『軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与一覧表』の点検を行い、貸与理由書の提出されていない事業所があった場合に確認を求めています。また、『居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表』『算定期間回数制限縦覧チェック一覧表』を利用し、事業所に確認を行っています。</p> <p>【給付実績の活用】 国保連合会介護給付適正化システムの帳票のうち、地域密着型サービス事業所に関する帳票について点検を行っています。その他の帳票についても必要に応じて点検を行っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【住宅改修実態調査、福祉用具実態調査】 現地確認を行うことにより利用者の生活状況、住宅改修・福祉用具購入・貸与の必要性を把握しています。</p>

	<p>【給付実績の活用】</p> <p>国保連合会介護給付適正化システムの帳票をもとに事業所に確認を行うことにより、事業所の介護給付の適正化に対する意識が高まり、介護給付費の抑制に繋がったと思われます。</p>
○目標	<p>○ 23年度以降も適正化8事業について引き続き実施していきます。特に縦覧点検、医療情報との突合、給付実績の活用について、国保連合会介護給付適正化システムの『費用的な効果が最も見込まれる』情報の点検を行っていきます。</p> <p>○ 全国平均と比べ、実施率、実施回数が低い事業について、全国平均に近づけるようにしていきます。</p>
○今後の取り組みの工程	<p>[平成23年度]</p> <p>○ 縦覧点検、医療情報との突合、給付実績の活用を実施するにあたり、職員の運営基準等に関する知識の習得を行います。昨年度まで実施していた『軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与一覧表』の点検は引き続き月1回実施し、『算定期間回数制限縦覧チェック一覧表』、『医療情報との突合』の点検については、実施回数を増やしていきます。</p> <p>○ 住宅改修実態調査については、現在、月1回ずつ実施していますが、全体の件数が増えていることから、工事施行前の点検も含め実施回数を増やしていきます。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○ ケアプランチェックについては、国保連合会介護給付適正化システムを活用して個別のプランを抽出し、『ケアプラン点検支援マニュアル』により、ケアマネジャーに対し利用者のニーズにより適したプラン作成の助言指導を行います。また、点検割合が全国平均と比べると少ないため、実施回数を増やします。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○ 認定調査状況チェックについては、事務受託法人と一層連携し、調査判断の統一を図り、利用者から信頼される認定調査を目指します。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○ 8事業について見直しを行い、より効率的、効果的に実施できるようにします。</p>

【保険者名： 名張市 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査内容の確認・修正を行っています。認定の適正化を図るため認定調査員の研修や、注意点の連絡を適宜行っています。</p> <p>【ケアプランチェック】 地域包括支援センターと協力し、市内各事業所に、無作為にプラン(2~3件)の提出を求め、内容を確認し、確認後事業所を訪問し内容について話し合いました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 事前申請時に内容をチェックし、不明な点が認められる場合は、ケアマネージャーに確認をし、それでも不明な場合は、訪問して確認しています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 軽度者に対する貸与の場合、ケアプランの内容を確認しています。</p> <p>【介護給付費通知】 年4回(3ヶ月分)送付しています。</p> <p>【医療情報との突合】 国民健康保険団体連合会のデータを使い、突合しています。</p> <p>【縦覧点検】 国民健康保険団体連合会のデータを使い、突合しています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 チェックミスの是正等認定の平準化が図れました。</p> <p>【ケアプランチェック】 過誤返戻の事案はありませんでしたが、現場の声を聞くことができ、事業者との交流がはかれました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 実態に合った、住宅改修に繋がっています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 実態に合った、福祉用具の貸与に繋がっています。</p> <p>【介護給付費通知】 被保険者からの問い合わせもあり、事業所や被保険者への抑止効果になっていると考えています。</p> <p>【医療情報との突合・縦覧点検】 医療情報との突合や縦覧点検の実施については、過誤調整につながっています。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 引き続き、主要5事業について充実を目指します。</p> <p>○ 医療情報の突合と縦覧点検については国民健康保険団体連合会に委託し事業を実施していきます。</p>

○今後の
取り組み
の工程

[平成23年度]

- 医療情報の突合と縦覧点検を国民健康保険団体連合会に委託し実施します。
- 主要5事業の継続と適正化がより進むようにレベル向上を推進していきます。

[平成24年度]

- 引き続き医療情報の突合と縦覧点検を国民健康保険団体連合会に委託し実施していきます。
- 主要5事業の継続と適正化がより進むようにレベル向上を推進していきます。

[平成25年度]

- 引き続き医療情報の突合と縦覧点検を国民健康保険団体連合会に委託し実施していきます。
- 主要5事業の継続と適正化がより進むようにレベル向上を推進していきます。

[平成26年度]

- 引き続き医療情報の突合と縦覧点検を国民健康保険団体連合会に委託し実施していきます。
- 主要5事業の継続と適正化がより進むようにレベル向上を推進していきます。

【保険者名：鳥羽市】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 平成22年度から実施しています。</p> <p>【ケアプランチェック】 平成22年度から実施しています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 平成19年度から実施しています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 平成20年度から適宜実施しています。</p> <p>【介護給付費通知】 6か月に1回発送しています。</p> <p>【医療情報との突合】 平成19年度から実施しています。</p> <p>【縦覧点検】 平成19年度から実施しています。</p> <p>【給付実績の活用】 平成19年度から給付実績の活用を図っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 平成22年度から実施しており、今後も継続した取り組みが必要です。</p> <p>【ケアプランチェック】 平成22年度から実施しており、今後は提出プランの指定方法や点検方法等について再検討し改善していきます。</p> <p>【住宅改修実態調査】 平成19年度から実施しており、今後は改修費が比較的高額なものや固定が必要な段差解消を含むもの等を調査点検対象とし、現地訪問のうえ利用者や家族の意見を聴取することで、適切に実施されているかどうか判断します。</p> <p>【福祉用具実態調査】 平成20年度から実施しており、今後は調査点検対象件数を増やし、現地訪問のうえ利用者や家族の意見を聴取することで、適切に実施されているかどうか判断します。</p> <p>【介護給付費通知】 平成19年度から実施しており、今後は福祉用具貸与にかかる外れ値把握機能の活用を検討していきます。</p> <p>【医療情報との突合】 平成19年度から実施しており、今後も継続した取り組みが必要です。</p> <p>【縦覧点検】 平成19年度から実施しており、今後は点検帳票や実施月数を増やす等拡充を</p>

	<p>図ります。</p> <p>【給付実績の活用】</p> <p>平成19年度から実施しており、今後は点検帳票や実施月数を増やす等拡充を図ります。</p>
○目標	<p>○ これまでの取り組みを継続します。</p> <p>○ 医療情報との突合・縦覧点検・給付実績の活用については、点検帳票及び実施月数を増やします。</p> <p>○ 介護給付費通知については、福祉用具貸与にかかる外れ値把握機能の活用を検討していきます。</p>
○今後の取り組みの工程	<p>〔平成23年度〕</p> <p>○ 国保連合会の支援を受け、国保連合会介護給付適正化システムをより効果的に活用し、点検帳票及び実施月数を増やします。</p> <p>〔平成24年度〕</p> <p>○ 福祉用具貸与にかかる外れ値把握機能を活用し、介護給付費通知に表示することで、福祉用具貸与の適正化を図ります。</p> <p>〔平成25年度〕</p> <p>○ 指導監督に関する取り組みとして、指導監督体制の充実を図り、返戻及び減額等誤請求が多い事業者への重点的な指導を検討します。</p> <p>〔平成26年度〕</p> <p>○ 平成23年度～平成25年度の実績を検証し、より効果的・効率的な取り組みを重点的に拡充します。</p>

【保険者名： いなべ市 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 実施しています。</p> <p>【ケアプランチェック】 実施しています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 実施しています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 実施しています。</p> <p>○ ケース検討会を実施しています。 連続 30 日越え又は認定期間の半数越えの短期入所生活介護利用、同居者がいる場合の訪問介護の生活援助利用、軽度者に係る福祉用具貸与を中心に、担当課職員と地域包括支援センターの主任ケアマネ、利用者の担当ケアマネージャーの構成で個別ケースについて、ケース検討会を行っています。検討会の中では利用者の要介護状態や周辺状況を勘察し、適切なケアプランであるか検討しています。一度検討を行ったケースについては、要介護認定の更新時期等で状況の見直し等を継続的に行っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>○ 当市で行っているケース検討会において、連続 30 日越え又は認定期間の半数越えの短期入所生活介護利用、同居者がいる場合の訪問介護の生活援助利用、軽度者に係る福祉用具貸与があるケースについては、検討会を行ったケースについてケアプランの確認が出来ています。</p> <p>医療情報との突合や縦覧点検については、国民健康保険団体連合会の帳票や給付適正化システムの活用が上手くできず、実施に至りませんでした。今後は三重県国民健康保険団体連合会と連携しながら帳票やシステムの活用を進めていきます。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 今後も「ケース検討会」というスタイルを継続していくと共に、上記以外のケースでの検討会やケアプランの検証を行えるようにしていきたいと考えています。</p> <p>また、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用や帳票を活用し、縦覧点検や給付実績の活用に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>住宅改修及び福祉用具の実態調査についても調査の割合を増やしていく予定です。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○ 国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用など三重県国民健康保険団体連合会の支援をどう受けしていくのかを調整します。</p> <p>○ 現在行っているケース検討会の周知を進め、短期入所連続利用・軽度者の福祉</p>

用具利用等を中心に適正な給付のあり方を検討できる機会を増やします。

[平成24年度]

- 住宅改修及び福祉用具の実態調査について、申請件数 10 件に対し 1 件から 2 件程度行い、適正な給付を行えるよう指導していきます。
- 国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの帳票を活用し、軽度者の福祉用具利用や短期入所生活介護の連続利用等、ケース検討会を行っていない事例を掘り起こし、ケース検討会へつなげていきます。また、ケース検討会実施における画一的なマニュアル等の制定に向け、先進地視察等を行い準備します。
- 三重県国民健康保険団体連合会の支援を受け、医療情報との突合作業、縦覧点検を進めます。

[平成25年度]

- ケース検討会実施マニュアルを策定し、書類審査のみのケース、実際検討会を行うケースを仕分けし、事務の効率化を図ります。

[平成26年度]

- 国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムや給付実績を活用し、疑義の生じたケースについてケース検討会の中でケアプランチェックを行い、給付の適正化に努めます。

【保険者名： 志摩市 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定訪問調査のすべてを市職員等が実施しています。</p> <p>【ケアプランチェック】 ケアプラン点検支援マニュアルを活用して、ケアプランの質の向上と介護支援専門員のスキルアップを目的に行っています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 工事前、工事後に関らず、疑義が生じた場合に現地調査を行い適切に判断しています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 疑義が生じた場合に現地調査を行い適切に判断しています。</p> <p>【介護給付費通知】 3ヶ月毎に年4回、給付費通知を送付しています。</p> <p>【医療情報との突合】 国保連合会から送られてくる医療情報を基に確認しています。</p> <p>【縦覧点検】 数種類の点検一覧表を打ち出し、効果があると思われるものを優先的に、点検を行っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプランチェック】 介護支援専門員に利用者のニーズにあったケアプランの作成について再認識してもらいました。件数を増やしていく必要があります。</p> <p>【住宅改修実態調査】 不明な点のあるケースを調査することにより、適正な給付が行えました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具購入については、申請時に不明な点のあるケースを調査することにより、適正な給付が行えました。福祉用具貸与についても、調査する必要があります。</p> <p>【介護給付費通知】 利用者からの問い合わせもあり、利用している介護サービスに関心を持ってもらえました。</p> <p>【医療情報との突合】 実施することにより、一定の効果がえられました。</p> <p>【縦覧点検】 効果のあると思われる帳票を優先的に行ったため、一定の効果が得られました。</p>
<p>○目標</p>	<p>○費用的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」を優先的に実施します。縦覧点検については、効果的な帳票を5つ程に絞り毎月実施し、国保連への</p>

	<p>委託についても、検討します。</p> <p>○ケアプランチェックについては、点検件数が少ないので、段階的に件数を増やしていきます。</p> <p>○福祉用具貸与については、国保連からの「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」により、調査を行います。</p> <p>○住宅改修、福祉用具実態調査と介護給付費通知については、従来どおり行います。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」による調査を実施します。</p> <p>○ケアプランチェックについては、国保連のケアプラン分析システムよりケアプランを抽出することにより、重点的に確認したい項目のプランを点検します。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○ケアプランチェックをする職員のための勉強会を開き、調査できる職員を増やします。</p> <p>○国保連の介護給付適正化システム等による保険者の実態に即した支援を受け、介護給付適正化システムの活用を図ります。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○国保連の介護給付適正化システム等による保険者の実態に即した支援を受け、介護給付適正化システムの活用を図ります。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○平成23年度から実施した適正化の取り組みを再検証し、より効果的な取り組みを検討します。</p>

【保険者名： 伊賀市 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 遠隔地を除き、すべての認定調査を市の職員等で実施しています。</p> <p>【ケアプランチェック】 指導監查的な観点からではなく、ケアプラン作成に関する「疑問」「悩み」「不安」「迷い」など、現場の介護支援専門員が抱える課題を、保険者と共有した上で、協力して解決することで、お互いの資質向上を目指すとともに、居宅介護支援事業者と介護高齢福祉課、地域包括支援センターのより良い関係づくりを目標に年4回実施しています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 住宅改修工事終了後、現地を訪問し、適正な住宅改修が行われているか確認を行っています。</p> <p>【介護給付費通知】 介護保険サービスを利用している全ての方を対象に、年2回「介護保険サービス利用状況のお知らせ」を送付しています。</p> <p>【医療情報との突合】 「医療給付情報突合リスト」を基に整合性を確認しています。</p> <p>【縦覧点検】 全ての項目の帳票を打ち出し、定期的に確認しています。</p> <p>○ 苦情・通報情報があった際は、場合によっては関係部署とも連携し、指導監督を行っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 月に一度は調査時のばらつきを無くすための研修の場を持ち、適正な調査を行えるようにしています。</p> <p>【ケアプランチェック】 保険者だけで実施するのではなく、チェックする側に地域包括支援センター職員及び市内の主任介護支援専門員に協力をいただいています。(り削除)</p> <p>○ 適正化事業全般に亘り専門性が必要であり、携わる担当職員のスキルアップと人数を増やす必要があると考えています。</p>
<p>○目標</p>	<p>○医療情報との突合 医療保険担当課と連携を密にし、担当職員の精度向上を目指していきたいと考えています。</p> <p>○住宅改修実態調査 現場確認の実施回数を増やしてしていきたいと考えています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連介護給付適正化システムの活用を積極的に実施していきたいと考えています。 ○ 市内介護保険サービス事業所に対しての指導監督の強化を図っていきたいと考えています。
<p>○今後の 取り組み の工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療情報との突合 医療保険担当課との情報交換及び適正化の把握を行います。 ○ 国保連介護給付適正化システムの活用開始をします。 ○ 地域密着型サービス事業所に対しての指導監督を1事業所以上行います。 <p>[平成24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療情報との突合 医療保険担当課との情報交換及び適正化の把握を行います。 ○ 国保連介護給付適正化システムの活用を10%以上とします。 ○ 地域密着型サービス事業所に対しての指導監督を2事業所以上行います <p>[平成25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連介護給付適正化システムの活用を20%以上とします。 ○ 地域密着型サービス事業所に対しての指導監督を3事業所以上行います。 <p>[平成26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連介護給付適正化システムの活用を30%以上とします。 ○ 地域密着型サービス事業所に対しての指導監督を4事業所以上とします。

【保険者名： 木曾岬町 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 基本調査と特記事項の内容の確認や日常生活自立度における項目が主治医意見書と大きく違う場合は、調査員や主治医に確認を行っています。</p> <p>【住宅改修費実態調査】 理由書を確認して必要に応じケアマネジャーの意見を聞き現地確認を行っています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具の購入についてもケアマネジャーを通じての申請を基本としていることから必要性は、確認できていると思われます。</p> <p>【介護給付通知】 対象の被保険者に4回以上実施しています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【住宅改修実態調査・福祉用具実態調査】 住宅改修費や福祉用具の購入については、ケアマネジャーを通じて申請を行っていることから全て確認する必要は、ないと思われます。</p> <p>【介護給付通知】 効果が分かりにくいと思う。</p>
<p>○目標</p>	<p>上記のこれまでの取り組みは、引き続き実施する。 また、国保連合会介護給付適正化システムを活用して縦覧点検・医療情報との突合を少しずつ取り組んでいきます。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査状況チェックを実施します。 ・住宅改修実態調査は、住宅改修等の点検を年4回以上実施します。 ・介護給付通知は、年4回以上実施します。 <p>[平成24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査状況チェックを実施します。 ・住宅改修実態調査は、住宅改修等の点検を年4回以上実施します。 ・介護給付通知は、年4回以上実施します。 ・医療情報との突合を実施します。 ・縦覧点検を実施します。 <p>[平成25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査状況チェックを実施します。 ・住宅改修実態調査は、住宅改修等の点検を年4回以上実施します。

- ・介護給付通知は、年4回以上実施します。
- ・医療情報との突合を実施します。
- ・縦覧点検を実施します。

〔平成26年度〕

- ・認定調査状況チェックを実施します。
- ・住宅改修実態調査は、住宅改修等の点検を年4回以上実施します。
- ・介護給付通知は、年4回以上実施します。
- ・医療情報との突合を実施します。
- ・縦覧点検を実施します。

【保険者名：東員町】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 更新申請者の認定調査を年に数回、町職員で行っています。</p> <p>【ケアプランチェック】 包括支援センター主催の研修時に匿名で検査点検しています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 全件事前申請・全件現地訪問による、精査指導を行っています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具購入について、全件ケアプランの確認及び、介護支援専門員から使用状況の聴取を行っています。</p> <p>【介護給付費通知】 年4回実施しています。</p> <p>【医療情報との突合】 医療費突合による、サービス状況の確認を行っています。</p> <p>【縦覧点検】 縦覧点検中、軽度者への福祉用具の貸与について、全件事前申請による精査指導を行っています。</p> <p>【給付実績の活用】 給付実績により、各種サービスの指標に偏りがないかを確認しています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 年に数回ながら、町職員が認定調査を行うことで適正な結果が反映されています。</p> <p>【ケアプランチェック】 事業所から提出されているケアプランの氏名などを消し、内容を点検している。提出されるケアプランはプラン作成に困った事例が多く、参加するケアマネジャーの方々への勉強を兼ねているため、色々な意見とともに精査されています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 全件事前確認を行うことで、必要な改修が行われているか確認できています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具は事後申請のため、全件にケアプランを添付させ、提出の時点で被保険者の状態や、必要な状況を聴取しています。</p> <p>【介護給付費通知】 年に4回通知し、被保険者にサービスの使用状況の確認をとっているが問い合わせはそれほどなく、適切な請求が行われていると考えられます。</p> <p>【医療情報との突合】 医療費突合にて、介護サービスの過大請求が確認できています。 軽度者へも必要な福祉用具であれば、適切な貸与ができるように確認できていま</p>

	<p>す。</p> <p>【縦覧点検】</p> <p>主に、通所サービス請求状況一覧表を確認し、事業所規模の適正化を図っています。</p> <p>【給付実績の活用】</p> <p>その他の実績についても状況に応じて点検し、活用しています。</p>
○目標	<p>現在、実施中の適正化項目については、以後も実施するとともに適正な介護保険運営を目指します。</p> <p>また、給付実績の一部・医療費突合・縦覧点検については、国保連合会へ委託し、適正化事業を行う方向でも検討していきます。</p>
○今後の取り組みの工程	<p>〔平成23年度〕</p> <p>○実施中の項目については、以後も取り組みます。</p> <p>○給付実績について、★1つの項目から順次確認作業を実施します。</p> <p>○給付実績の一部・医療費突合・縦覧点検については、国保連合会への適正化事業委託も検討します。</p> <p>〔平成24年度〕</p> <p>○実施中の項目については、以後も取り組みます。</p> <p>○給付実績について、★1つの項目、★2つの項目を順次実施します。</p> <p>○給付実績の一部・医療費突合・縦覧点検については、国保連合会への適正化事業委託し、実施します。</p> <p>〔平成25年度〕</p> <p>○実施中の項目については、以後も取り組みます。</p> <p>○給付実績について、★2つの項目、★3つの項目を順次実施します。</p> <p>○給付実績の一部・医療費突合・縦覧点検については、国保連合会への適正化事業委託し実施します。</p> <p>〔平成26年度〕</p> <p>○実施中の項目については、以後も取り組みます。</p> <p>○給付実績について、★3つの項目を順次実施します。</p> <p>○給付実績の一部・医療費突合・縦覧点検については、国保連合会への適正化事業委託し実施します。</p>

【保険者名: 菰野町】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 全ての認定訪問調査に対して事後点検を実施しました。</p> <p>【ケアプランチェック】 ケアマネジャーがサービスを計画する上で保険者へ相談しに来た場合に随時実施しました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 全件について施工前の訪問調査を実施し、住宅改修工事完了届の施工後写真にて施工状況が確認できない場合のみ施工後の訪問調査を実施しました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 同一の福祉用具購入、本人の現在の状況(状態像)から疑義がある場合、事業者にお問い合わせをしました。</p> <p>【介護給付費通知】 平成22年度より年3回送付しました。</p> <p>【医療情報との突合】 平成22年度より1月分実施しました。</p> <p>【縦覧点検】 年度により1月分から5月分を実施しました。</p> <p>【給付実績の活用】 不要なサービスが計画されていることにより不適正なケアプランとなっていないかも含め、事業所の不正請求がないかチェックしました。</p> <p>【指導監督に関する取組】 平成22年度に東海北陸厚生局と合同でグループホーム(1箇所)の実地指導を実施しました。あわせて、事業者が集まる会議の場でも指導を実施しました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプランチェック】 「ケアプランチェック」では、ケアマネジャーの保険者への相談時にチェックし効率的に事業が実施できるよう工夫しました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具の利用状況確認では住宅改修の施工前調査にあわせて実施するなど、効率的に事業が実施できるよう工夫しました。</p> <p>【介護給付費通知】 利用者等からの問い合わせが数件であり、過誤申立につながった事案もなく、費用対効果の面から有益ではないと考えます。</p> <p>【医療情報との突合、縦覧点検、給付実績の活用】 比較的事務負担が少なく、効果が見込める「医療情報との突合」、「縦覧点検」、「給付実績の活用」に重点を置いて事業を拡充すべきでした。</p>

<p>○目標</p>	<p>○比較的容易に取り組み、事業の効果が見える「医療情報との突合」、「縦覧点検」、「給付実績の活用」に事業の中心を置き、実施件数・月数を増やすため、国保連から提供されるデータや国保連介護給付適正化システムを活用し、全保険者で活用頻度が高い帳票に絞り効率的に点検します。</p> <p>○「医療情報との突合」、「縦覧点検」、「給付実績の活用」の重点化に伴い、「住宅改修実態調査」は施工前の訪問調査を悉皆調査から抽出調査へ(ただし、高額・複雑な施工は除く。)、 「福祉用具実態調査」は「住宅改修実態調査」の施工前の訪問調査にあわせて実施します(ただし、同一年度に同一の福祉用具の購入や例外的に貸与されている福祉用具の利用状況調査は除く)。</p> <p>○「認定調査状況チェック」は全ての認定訪問調査に対して事後点検を実施します。</p> <p>○「ケアプランチェック」は、ケアマネジャーがサービスを計画する上で保険者へ相談しに来た場合に随時実施します。</p> <p>○「介護給付費通知」過誤申立につながった事例もなく効果が見えにくく、予算がかかるため実施しません。</p> <p>○「指導監督に関する取組」は、営利法人が運営する既存の地域密着型サービス事業所と平成24年度までに開設する地域密着型サービス事業所に対して監査を実施します。また、苦情や通報などで信憑性が高いものについては随時監査を実施します。あわせて、誤請求が多い事業者に対して、重点的な指導監督を実施します。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○「介護給付費通知」を除く主要5事業に加えて、「給付実績の活用」を実施する。特に「医療情報との突合」、「縦覧点検」については、平成26年度までに全月分突合及び点検できるよう取組みます。</p> <p>また、「指導監督に関する取組」については、実地指導(監査)及び随時監査を除いて実施します。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○「介護給付費通知」を除く主要5事業に加えて、「給付実績の活用」、「指導監督に関する取組」を実施します</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○「介護給付費通知」を除く主要5事業に加えて、「給付実績の活用」を実施する。</p> <p>また、「指導監督に関する取組」については、実地指導(監査)及び随時監査を除いて実施します。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○「介護給付費通知」を除く主要5事業に加えて、「給付実績の活用」を実施する。</p> <p>また、「指導監督に関する取組」については、実地指導(監査)及び随時監査を除いて実施します。</p>

	て実施します。
--	---------

【保険者名： 朝 日 町 】

○これまでの取組の状況	<p>【認定調査状況チェック】 同一事業所でのサービスを使用しているケアマネージャーからの変更申請について調査を行いました。</p> <p>【ケアプランチェック】 町内の事業者でのサービス受給者を無作為に抽出し、点検を実施しました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 住宅改修実施者のうち抽出したものに対し、施行後の状況を訪問確認しました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 申請時にすべてのケースにおいて認定調査情報・主治医意見書情報との突合確認を行い、疑義がある場合は申請事業者へ問い合わせしていました。</p> <p>【介護給付費通知】 前年度の居宅介護サービス受給者へ発送しました。(資格喪失者を除く)</p> <p>【医療情報との突合】 毎年1回、実施しました。</p> <p>【縦覧点検】 毎年1回、実施しました。</p>
○事業の実施結果等を検証	○検証を実施するまで至っていません。
○目標	○当町では、町内に居宅介護支援事業所が1箇所しかないことから、チェックするという立場ではなく、必要なところで連携し、情報共有しているため、引き続き協力体制をとりながら、受給者に対して適正なサービスが提供されるように努めたいと思います。
○今後の取り組みの工程	<p>[平成23年度]</p> <p>○医療情報との突合・縦覧点検。 国の指針では「費用的な効果が最も見込まれる「縦覧点検・医療情報との突合」を優先的に実施することを検討する。」と示されておりますので、突合・点検の実施回数を増やしたいと思います。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○住宅改修・福祉用具の実態調査。 受給者の方の家を訪ねる回数を増やし、実態調査を行いたいと思います。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○認定調査状況チェック。</p>

認定調査状況チェックについて、件数を増やしてチェックを行いたいと思います。

〔平成26年度〕

○ケアプランチェック。

町内の事業所のみとなりますが、プラン内容に偏りがあるような受給者に対してケアプランチェックを実施したいと思います。

【保険者名： 川越町 】

○これまでの取組の状況	【認定調査状況チェック】 実施しています。 【住宅改修実態調査】 実施しています。 【福祉用具実態調査】 実施しています。
○事業の実施結果等を検証	【認定調査状況チェック】 適正な要介護度の認定のため、事後点検を実施しています。 【住宅改修実態調査】 適正な住宅改修のため、調査票等との整合性がとれているか、またその必要性の判断などについてケアマネージャーなどと緊密な連携をとっています。 【福祉用具実態調査】 適正な福祉用具の購入・貸与のため、調査票等との整合性がとれているか、またその必要性の判断などについてケアマネージャーなどと緊密な連携をとっています。
○目標	○ 現在の取組をより効率的・効果的に継続実施していくとともに、給付の適正化・利用者への適切な介護サービスを図れるよう、今後、費用的な効果が最も見込まれる「縦覧点検」「医療情報との突合」等を優先的に実施していくことを検討していく。
○今後の取り組みの工程	〔平成23年度〕 ○ 介護給付費通知を実施します。(年3回を目標) 〔平成24年度〕 ○ 縦覧点検を実施します。 〔平成25年度〕 ○ 医療情報との突合を実施します。 〔平成26年度〕 ○ 給付実績の活用を実施します。

【保険者名：多気町】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査は新規は直営で行ってきました。</p> <p>【ケアプランチェック】 町内事業所をすべて実施しました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 10万円を超える改修について担当者が、改修後に現地調査を実施し、適否について判断してきました。なお、事前協議において、疑義が生じるものについては、工事着工前に状況確認を行ってきました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 軽度者への車イス等に対し、書類(サービス担当者会議資料等)の提出を求め、現地確認を行ってきました。</p> <p>【介護給付費通知】 年2回実施しました。</p> <p>【医療情報との突合】 国保連合会から提供される「医療給付情報突合リスト」に基づき毎月確認し、特に同月に介護サービスが請求されているものについて確認を行いました。</p> <p>【縦覧点検】 毎月帳票のチェックを実施し、報酬請求上誤りのある恐れがないか確認してきました。</p> <p>【給付実績の活用】 国保連合会システムの給付実績を活用し帳票出力し、確認してきました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>○ 制度の円滑な運営を行っていく必要があるため、十分な職員体制を確保しつつ、専門性を高めるため研修などを行い職員の資質向上を図ります。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 平成23年度以降も全ての介護給付適正化事業を実施し、介護保険制度の信頼を高め、制度の円滑な運営を行っていきます。</p> <p>○ 研修やマニュアル作成等により関係職員の資質向上を図ります。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○ これまでの適正化事業の取り組みについて検証を行い、改善を図りながら事業を進めていきます。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○ これまでの適正化事業の取り組みについて検証を行い、改善を図りながら事業を進めていきます。</p>

[平成25年度]

- これまでの適正化事業の取り組みについて検証を行い、改善を図りながら事業を進めていきます。

[平成26年度]

- これまでの適正化事業の取り組みについて検証を行い、改善を図りながら事業を進めていきます。

【保険者名： 明和町 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 新規・変更申請の認定調査においては、適正を図るために保険者で行っています。提出された調査票については、記入に漏れがないか等確認し、調査票と意見書に、日常生活自立度の差が大きい場合や内容に齟齬がある場合は、調査員または主治医に確認をとって適切な判定ができるように努めてきました。</p> <p>【介護給付費通知】 介護給付費の通知を年3回行い、介護給付の適正化を図ってきました。</p> <p>【住宅改修・福祉用具の実態調査】 疑義のあるものについては、ケアマネージャー等に確認をとったり、現地調査を行ってきました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>○ 国保連合会介護給付適正化システムを活用し、事業者の過誤請求や不適切な給付の削減等を目指してきましたが、十分な取り組みをすることができませんでした。今後はこのシステムを生かしたさらなる取り組みをしていきたいと考えています。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 国保連合会介護給付適正化システムを活用し、事業者の過誤請求等の不適切な給付の削減を目指します。</p> <p>○ 適正化事業の取り組みを通して、適正な介護保険の運営を目指します。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>【平成23年度】</p> <p>○ 昨年設立された営利法人の介護サービス事業所に対して指導監査を実施していきます。</p> <p>○ ケアプランチェックの実施について、さらに取り組んでいきます。</p> <p>【平成24年度】</p> <p>○ 住宅改修については、実態調査の実施頻度を高めて給付が適正かどうか確認し、給付の適正に努めます。</p> <p>【平成25年度】</p> <p>○ 福祉用具の申請については、疑義のあるものはケアマネージャー等への確認し、必要があれば実態調査の行い、給付の適正に努めます。</p> <p>【平成26年度】</p> <p>○ 適正化事業のさらなる維持、発展に努めます。</p>

【保険者名：大台町】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】</p> <p>○新規申請及び変更申請については、県外等の遠方を除き、役場職員がすべての訪問調査を実施しています。</p> <p>○更新申請については、訪問調査後に委託先から提出された認定調査票を役場職員が全件確認し、記入漏れ、選択肢の判断基準、特記事項の内容、項目間の整合性、主治医意見書との整合性等の点検を行っています。その後、必要な修正があれば行い、最終的な審査会資料としています。</p> <p>【ケアプランチェック】</p> <p>平成22年度から原則、毎月1回実施しています。</p> <p>居宅介護支援事業所が作成したケアプランの提出を求め、実施者で適正かどうかの検証を「ケアプラン点検支援マニュアル」等を使用し事前に行い、必ず事業所を訪問し実施しています。必要に応じて事業所への助言及び支援を行っています。</p> <p>【住宅改修実態調査】</p> <p>○申請者や支援者から改修について相談があった場合等について、事前に現地訪問調査を実施しています。</p> <p>○改修後、役場職員とケアマネージャー(理由書作成者)が、現地を訪問し、申請内容と改修内容が一致しているか2件に1件程度を抽出し、確認しています。</p> <p>【福祉用具実態調査】</p> <p>福祉用具の購入について、月1件抽出し、申請内容と合っているか現地に訪問し、確認しています。</p> <p>【介護給付費通知】</p> <p>通知を年3回発送しています。</p> <p>【医療情報との突合】</p> <p>約2ヶ月に1回、帳票を出力し、報酬請求上の誤りの恐れにあるものについて事業所等へ確認しています。</p> <p>【縦覧点検】</p> <p>約2ヶ月に1回、帳票(算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、重複請求縦覧チェック一覧表等)を出力し、報酬請求上の誤りの恐れにあるものについて事業所等へ確認しています。</p> <p>【指導監督に関する取組】</p> <p>保険者又は地域包括支援センター等に寄せられた苦情・通報情報等について適切な分析を行い、事業者に対して適切な指導監督を実施しています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプランチェック】</p> <p>平成22年度から実施しています。保険者と介護支援専門員の双方が勉強になっている面が多く、介護支援専門員からも一定の評価を得ています。</p>

	<p>【医療情報との突合及び縦覧点検】</p> <p>平成22年度から実施しています。報酬請求上の誤りについて事業所等への指摘を行うなど一定の成果を上げています。</p>
<p>○目標</p>	<p>○今後は、次の項目についてさらなる維持、発展に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランチェック ・医療情報との突合 ・縦覧点検 ・給付実績の活用 ・指導監督に関する取り組み
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○ケアプランチェックのさらなる充実に努め、介護支援専門員のさらなる資質の向上及び保険者としての資質の向上、介護サービスの質の向上などを目標に取り組みます。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○福祉用具貸与調査について充実させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地訪問調査を実施していきます。 ・国保連合会介護給付適正化システムの帳票を活用し、福祉用具の貸与価格の適正化に努めます。 <p>○給付実績の活用について積極的に実施していきます。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○過去の適正化事業の取り組み内容について検証・分析を行い改善によりさらなる発展に努めます。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○過去の指導監督に関する取り組みについて検証・分析を行い改善によりさらなる発展に努めます。</p>

【保険者名： 玉城町 】

○これまでの取組の状況	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査の新規は直営、更新及び変更を一部委託しているため、日常生活自立度等について意見書との隔たりが大きい場合の調査員又は主治医への確認を行ってきました。</p> <p>【ケアプランチェック】 町内各支援事業所よりケアプランの提出を求め、本人にとって適切なサービスとなっているかどうか内容を検証し、事業所への助言及び支援を行ってきました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 住宅改修は、すべて改修後の現地確認、訪問調査を行ってきました。</p> <p>【福祉用具の実態調査】 抽出して5件訪問調査を実施しました。</p> <p>【介護給付費通知】 通知を年3回(12ヵ月分)行うことで介護給付の適正化を図ってきました。</p> <p>【医療情報との突合】 国保連合会から提供される「医療給付情報突合リスト」に基づき年2回～3回程度確認し、特に医療情報で一月入院しているのに、同月に介護サービスが請求されているものについて事業所に確認をしてきました。</p> <p>【縦覧点検】 国保連システムにより帳票のチェックを実施し、報酬請求上誤りのある恐れのあるものについては、事業所に確認してきました。</p> <p>【給付実績の活用】 年2回～3回程度帳票を出力し、介護報酬請求上誤りのある恐れのあるものについて、事業所へ確認してきました。</p>
○事業の実施結果等を検証	できる限り適正化事業を実施しているが、今のところ大きな効果等がみられていない部分も有るが、引き続き事業を実施していくことである。
○目標	○今後も継続して事業を実施し、それぞれの事業を充実させます。
○今後の取り組み	【平成23年度】 引き続き住宅改修の現地等を確認を行いながら、同時に福祉用具実態調査を行って

の工程	<p>いきます。</p> <p>[平成24年度] 縦覧点検等国保連に委託することにより、サービスの不一致等確認件数を充実させていきます。</p> <p>[平成25年度] 同上</p> <p>[平成26年度] 同上</p>
-----	--

【保険者名： 度会町 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 度会広域連合職員にて調査実施。度会広域連合として、認定のばらつきの是正を図るため職員への研修等に努めています。</p> <p>【ケアプランチェック】 保健師(介護支援専門員)によるケアプランチェックを実施しています。特に、訪問介護のアセスメント、長期の短期入所利用者について重点的にチェック及び指導しています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 住宅改修事前協議書により、床材の変更、和式から洋式への改修等(高額な改修、写真では不明確な改修等)について現地調査にて承認の可否を決定します。必要に応じて、見積書の内容変更等指導します。(例:高額な手すり材、高額な取り付け費等について根拠確認等)</p> <p>【福祉用具実態調査】 申請により、高額な福祉用具、特殊な福祉用具等について本人の状態に適切なものか等必要性について調査します。訪問による調査は数件のみ。提出時、窓口での聞き取り及び指導を主に実施。特に、ポータブルトイレのオプション機能については必要性の根拠を明確に聞き取っています。書面で確認できない時は、訪問による本人の状態確認を実施することもあります。</p> <p>【介護給付費通知】 年3回給付費通知を送付しています。</p> <p>【医療情報との突合】 医療給付情報突合リストにより確認しています。</p> <p>【縦覧点検】 特に、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表を活用し、短期入所の長期利用者を把握、ケアプランチェックのための基礎資料として活用しています。</p> <p>【給付実績の活用】 福祉用具貸与費一覧表や受給者別給付状況一覧表により確認しています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 度会広域連合の職員により実施されているため、妥当な調査がなされています。また、重軽度の変更率等の分析や調査員、審査員の研修を通して、調査員や合議体ごとの格差の是正に取り組んでいます。</p> <p>【ケアプランチェック】 特に訪問介護、短期入所に利用者について重点的にチェックしています。 訪問介護についてはアセスメントの内容、家族の状況と利用者の介護の中で家族ができる役割を明確にすること、特に家族力の引き出し、家族の介護力の見極</p>

め等重点的に指導及び支援を行いました。短期入所の長期利用者については、アセスメントを中心に短期入所の必要性、代替サービスがないこと、家族状況、今後の見通し、利用期間、その他施設への申込状況等詳細に聞き取り、町の申出書と照らし合わせながら指導及び支援を行いました。

上記の指導及び支援を行うことによりケアマネジャーの質の向上がはかられていると考えます。

【住宅改修実態調査】

実態調査を行うことで、不必要な改修の是正等図られました。特に、床材の老朽化に伴う改修工事であるなど一部不適切な事例等の発見ができ適正化につながったと思われます。また、高額な取り付け費等の根拠を詳細に聞き取りすることで、適正と思われる価格に対する給付とすることができました。また、ケアマネジャーの質が高いほど適正な改修内容であるため、ケアマネジャーの相談については即座に対応するよう努め、必要に応じて同行訪問するなどし、直接利用者への必要性の根拠の聞き取りや説明等行っています。

【福祉用具実態調査】

主に書面による確認を実施していますが、事前のケアマネジャーの相談に対する相談支援等、ケアマネジャーの質が向上するほど、適正な福祉用具購入となっていると思われます。また、希望の福祉用具が不適切であっても、本人、家族が納得できないケースについてはケアマネジャーと同行訪問し、本人の状態確認をするとともに、必要性の根拠のない事柄について保険者としての見解を説明し納得していただくよう努めています。

【介護給付費通知】

年4回実施していますが、効果としては実感がなく、利用者に聞き取りをしても、適正化につながっているケースは今のところないと思われます。

むしろ、在宅のサービス受給者については、ケアマネジャーの管理が的確で、毎月の本人・家族との利用内容の同意確認がしっかりできていることの方が、必要なサービスを必要な方へ給付でき、給付費の確認も同時にできているため効果的と思われる。

【医療情報との突合】

医療給付情報突合リストにより確認を行いました。

【縦覧点検】

ケアプランチェックのための基礎資料として活用するため、有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表を活用し、短期入所の長期利用者を把握することができました。

【給付実績の活用】

福祉用具貸与費一覧表や受給者別給付状況一覧表により確認しています。事業者数も少ないため貸与費等大きな格差はありません。

【その他】

	<p>ケアマネジャーの質の向上が一番の適正化と考えているため、特別な事例については普段から情報共有し、ケアマネジャーの意見も聞き、保険者としての考え方、特に住宅改修、福祉用具購入については常に相談指導しています。決められた8項目についての実施はもちろんです、ケアマネジャーの質を向上させれば、例えば住宅改修についても事前の相談により対象にならない改修については適正化が図れ、その考え方を他のケアマネジャーに浸透させることでケアマネジャーの質の向上につながり、ひいては保険者の調査がなくとも適正にサービス利用をしていただくと考えています。福祉用具についても、不必要なオプション機能についての考え方など、利用者にとって必要なサービスとそうでないサービスを見極める力が以前より町内のケアマネジャーには備わってきていると考えます。</p> <p>本人の状況と家族、家屋状況等実態を見ての指導及び支援が基本であるため、時には、困難ケースについては同行訪問しケアマネジャー支援を実施しています。保険者としての考えを他のケアマネジャーとも共有することで質の向上に努めています。</p>
○目標	<p>○ ケアマネジャーの質の向上のための支援の優先実施。</p> <p>ケアマネジャーへの相談支援、勉強会等を通して質の向上を図る。また、ケアマネジャーとして判断が付きにくいケース、支援困難ケースについては同行訪問し、具体的に一緒にかかわることで事例の積み重ねによる質の向上めざす。</p>
○今後の取り組みの工程	<p>〔平成23年度〕</p> <p>【重点的実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケアプランチェック:ケアプランの内容、特にアセスメントについて指導をするとともに、同行訪問を含めたケアマネジャー支援を重点的に行います。 ○ 住宅改修実態調査:年5件を目標に特に高額な改修や特殊な改修について重点的に訪問調査を行います。 ○ その他6項目の取組については従来どおり継続実施します。 <p>〔平成24年度〕</p> <p>同上</p> <p>〔平成25年度〕</p> <p>同上</p> <p>〔平成26年度〕</p> <p>同上</p>

【保険者名： 大紀町 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査は、広域連合が行っているため数回程度調査に同行し、状況確認を行いました。</p> <p>【ケアプランチェック】 地域包括支援センター主任ケアマネジャーと共に実施し、各居宅介護支援事業所各ケアマネジャーより2件ずつ状態の異なるケアプランを提出してもらい、役場にてヒヤリングを行いました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 大規模改修について、工事着工前及び完成後に適切かどうかの確認を行いました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 年に数件程度現地調査を行い、使用状況や必要性について、適切であるかどうかの確認を行っています。</p> <p>【介護給付費通知】 12ヶ月分を年3回に分けて行っています。</p> <p>【医療情報との突合】 数ヶ月、国保連合会から提供される「医療給付情報突合リスト」に基づき確認しました。</p> <p>【縦覧点検】 数ヶ月、国保連合会から提供される「縦覧一覧表」についてマニュアルに基づき、点検を行いました。</p> <p>【給付実績の活用】 数ヶ月、提供情報活用マニュアルにより、点検を行いました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプランチェック】 ケアプランチェックを行った結果においては、ケアプランの立て方による過剰な給付はなかったと考えられ、不正を発見するよりもケアマネジャーに緊張感を持たせ、ケアプランの質を維持する上での効果があったのではと考えられます。</p> <p>【医療情報との突合・縦覧点検】 事業所に確認はするものの、過誤等の手続きまでには至っていません。</p> <p>【給付実績の活用】 多いデータは打出さず、抜粋による点検しか行えませんでした。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 国保連合会介護給付適正化システムを活用し、特に「縦覧点検・医療情報との突合」の点検回数を増やし、事業者の過誤請求等、不適切な給付が削減するよう取り組みます。</p> <p>○ ケアマネジメントの適正化を目指します。</p>

	<p>○ 保険者自身も研鑽を積み、事業所への適切な助言、指導が出来るよう努めます。</p>
<p>○ 今後の取り組みの工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <p>○ 医療費との突合、縦覧点検は毎月帳票を出力し、質疑のあるものについて事業所に確認し、給付が適正かどうかの確認を行っていきます。</p> <p>[平成24年度]</p> <p>○ ケアプランを作成するケアマネジャーの知識と技術向上のため、町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に研修会及び情報交換会を開催します。</p> <p>[平成25年度]</p> <p>○ ケアプランチェックは、町内の居宅介護支援事業所全てのケアマネジャーについて抜き打ちでケアプランを抽出して行い、質の向上に主眼を置いたケアプランの点検を目指します。</p> <p>[平成26年度]</p> <p>○ 全ての適正化事業について検証・分析を行い、改善を図りながら事業の推進に努めます。</p>

【保険者名： 南伊勢町 】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 要介護認定訪問調査は外部委託ではあるが、調査員に同行し確認も行いました。</p> <p>【ケアプランチェック】 ケアプラン点検は、居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象として、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と共に実施し、ケアプラン評価を返し、適切でないと判断したものについては再提出を求めました。</p> <p>【住宅改修実態調査】 住宅改修は、高額な改修工事や写真等においてわかりにくい改修など必要に応じて事前の訪問調査や事後の現地確認を行いました。</p> <p>【福祉用具実態調査】 福祉用具は、主に軽度者への貸与について訪問により身体状況や生活環境の確認を行いました。</p> <p>【介護給付費通知】 通知は3ヶ月に1回(年4回)行い、利用者からの問い合わせも数件ありました。</p> <p>【医療情報との突合】 国保連合会から提供される「医療情報突合リスト」に基づき確認を行いました。</p> <p>【縦覧点検】 給付実績の活用においては、国保連合会から提供される帳票のチェックを行いました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【ケアプラン点検】 地域包括支援センターの主任介護支援専門員の指導により、ケアマネジメントの質の向上につながりました。</p> <p>【住宅改修実態調査・福祉用具実態調査】 住宅改修、福祉用具は、現地訪問により生活環境等を確認することで、適切かどうかの判断を行うことができました。</p> <p>【介護給付費通知】 利用者からの問い合わせもあり、介護保険制度の仕組みなど理解を深めるきっかけとなりました。</p> <p>【医療情報との突合、縦覧点検、給付実績の活用】 帳票のチェックを行い、事業所の実態を把握することができました。</p>
<p>○目標</p>	<p>○ 縦覧点検や医療情報との突合等適正化事業への取組みをさらに充実させることにより、介護保険制度への理解を深めると共に過誤請求を防止します。</p> <p>○ 適正化事業への取組みを通じて、利用者、事業者の信頼性を高め、介護保険制度の円滑な運営を図っていきます。</p>

<p>○今後の 取り組み の工程</p>	<p>[平成23年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 縦覧点検においてチェック頻度を増やし、不適切な請求に対して事業所への迅速な対応を行います。 ○ 増加傾向にある住宅改修においては、事前・事後の現地確認により適切かどうかの判断を行います。 <p>[平成24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉用具の購入や貸与において、訪問により実態を把握し確認を行います。 ○ 医療情報との突合、縦覧点検、給付実績の活用について、平成24年度より国保連合会に委託し、介護給付適正化システムにより実施項目に関する事務処理の支援を受け点検を行うことにより、より迅速、効率的に実施します。 <p>[平成25年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ケアプラン点検において、居宅介護支援事業者及び施設や予防プランについても実施していきます。 <p>[平成26年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの適正化事業への取組みについて検証を行い、課題となる項目においては重点的に改善を図りながら事業の推進に努めます。
------------------------------	--

【保険者名：紀北広域連合】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 新規・変更・更新の認定調査(遠隔地を除く)を全件直営で実施しました。</p> <p>【ケアプランチェック】 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所(主任介護支援専門員)、広域連合から各1名ずつの合計3名がチームを組んで、ケアプラン点検支援マニュアルを活用し、適切な内容となっているか検証確認(H22年度9件)しました。</p> <p>【住宅改修実態調査・福祉用具実態調査】 住宅改修においては月3件、福祉用具の購入・貸与においては年1回、利用者のニーズに対して適切に給付されるよう現地確認等により点検しました。</p> <p>【医療情報との突合】 毎月、医療給付情報と介護給付情報を突合し、二重請求の有無を確認しました。</p> <p>【縦覧点検】 毎月、国保連合会介護給付適正化システムから提供される情報により、給付情報を確認し、誤請求等が確認された場合には、過誤調整又は返還を行うよう指導しました。</p> <p>【介護給付費通知】 半年毎に、被保険者及び家族等に対し、適切なサービス利用についての意識啓発を図ることを目的に、利用したサービスの内容や支払った費用について通知しました。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>○主要5事業については、概ね、取り組むことができましたが、職員体制の整備の問題により事業内容の充実(回数等)が課題となっています。</p> <p>○認定調査件数が増加する中、直営で行うための必要な人員体制(調査員1名増)を確保しました。また、調査員間で介護認定の平準化に向けた意見交換を定期的に行いました。</p> <p>○住宅改修の現地確認においては、ケアマネと請負業者立会いのもと、工事見積書・施行状況の確認を行い、必要に応じ指導を実施しました。</p>
<p>○目標</p>	<p>○主要5事業について、更なる事業内容の充実を図り、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めてまいります。今後、住宅改修実態調査・福祉用具実態調査は、月5件程度を目標に、ケアプランチェックは、月2件程度を目標に実施していきます。</p>
<p>○今後の取り組みの工程</p>	<p>【平成23年度】 ○ケアプランチェックにおいては、毎月2件程度、継続して実施していきます。</p>

[平成24年度]

○福祉用具購入・貸与調査において、国保連合会介護保険給付適正化システム等を活用し、福祉用具の平均貸与(購入)価格より大きく乖離している品目について調査を実施します。

[平成25年度]

○内容(回数等)を充実させ、継続して、主要5事業を実施していきます。

[平成26年度]

○内容(回数等)を充実させ、継続して、主要5事業を実施していきます。

【保険者名：紀南介護保険広域連合】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【認定調査状況チェック】 認定調査の事後点検等に加え、毎月1回、認定調査員全員参加の打合せを実施し個々の研鑽と調査の平準化を図っています。</p> <p>【ケアプランチェック】 平成21年度から実施しています。管内事業所の全介護支援専門員(点検者等は除く)を対象に各介護支援専門員年1回の頻度で点検を実施していました(年間50件程度)が、平成23年度からは点検体制や方法を若干変更し、点検頻度を各介護支援専門員2年に1回にして実施しています</p> <p>【住宅改修実態調査】 2ヶ月に1度、現地調査を実施しています。1度の現地調査で3件程度の住宅改修を調査しています。調査は改修後の事後調査のみ、人員体制の確保等の問題があり、現在のところ事前審査は行っていません。</p> <p>【福祉用具実態調査】 2ヶ月に1度、現地調査を実施しています。基本的に住宅改修の現地調査を行わない月に福祉用具購入・貸与の調査を行っていますが、調査対象が重複する場合などは、同時に調査を行っています。</p> <p>【介護給付費通知】 年2回、全てのサービス利用者を対象に通知を発送しています。発送月は、2月と9月で発送月の前月、前々月審査分の介護給付費を通知しています。</p> <p>【医療情報との突合】 平成22年度から実施しています。国保連合会介護給付適正化システムによりチェックを行っています。</p> <p>【縦覧点検】 平成21年度から実施しています。国保連合会介護給付適正化システムによりチェックを行っています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 同一の調査員が同じ被保険者の調査を二度続けて行わないようにする等、より客観的な調査となるような工夫を行っています。</p> <p>【ケアプランチェック】 保険者のみでは専門的知識に乏しいため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所所属の介護支援専門員にもご協力いただき、点検者となっていただいています。基本的に保険者1名、地域包括支援センター1名、居宅介護支援事業所1名の計3名で点検グループを構成し、点検を行っています。(点検グループは複数グループ有り) 点検は、面談形式で行いますが、一方的な批判にならないよう質問を行いながら、介護支援専門員の自発的な「気づき」を促し、質の向上につながるよう注意をはらっています。</p>

	<p>ただ、現行の方法では、点検をする者、点検を受ける者、双方の負担がかなり大きく、年間点検実施回数にも限界があるため、点検方法の改善の検討の必要性を感じています。</p> <p>【住宅改修・福祉用具実態調査】</p> <p>近年実績が伸びており、現地調査の必要性は益々大きくなっているものの、現行の人員体制では、調査件数の増加は難しいと感じています。居宅介護支援専門員にマニュアルを作成・配布し、事業の適正実施を行うようお願いしています。</p> <p>【医療費の突合・縦覧点検】</p> <p>毎月国保連合会介護給付適正化システムの帳票を基に実施していますが、帳票に対する理解が浅いため、有効的な活用ができていません。今後は帳票見方等について、今一度習得に努めていきたいと考えています。</p> <p>【介護給付費通知】</p> <p>現在のところ問い合わせ等は少ないものの、保険給付されている金額を利用者に確認してもらうことが重要と考えています。通知だけではわかりにくいいため、通知の見方のお知らせを広報等に掲載したり、通知書に同封する等の工夫を行っていきたいと考えています。</p>
○目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の人員体制では、全体的な適正化事業の拡大は困難なことから、今後は現行実施している適正化事業の水準を維持しつつ、大きな効果が見込める事業を重点的に取組を進めていきます。 ○ 国保連合会介護給付適正化システムへの理解を深め、より有効的な活用を図ります。 ○ 保険者指定の介護サービス事業所には、定期的に実地指導を行っており(1事業所につき2年に1度)、今後も引き続き実施していきます。また、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付老総発第0704001号他)により、平成24年度までに実施することとなっている営利法人介護サービス事業所への監査については、平成21年度中に管内全ての対象介護サービス事業所に指導監査を実施したところですが、今後も新規開設事業所等に順次対応を図っていきます。
○今後の取り組みの工程	<p>[平成23年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護認定においては、今後、年に1度の全体会議の場で模擬審査の実演を行うこととし、合議体間での審査の格差が発生しないよう努めていきます。 ○ 住宅改修については、書類や手続き、事業実施上の不備を減らすため、介護支援専門員を対象に住宅改修事務の説明会を開催します。 <p>[平成24年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連合会介護給付適正化システムにおける給付実績の活用等について、検討

を行います。

- 広報等を活用し、介護保険適正化事業の取組や意義についての周知を行います。

[平成25年度]

- ケアプランチェックについてのアンケート調査を実施し、その結果を参考に実施方法等の見直しを図ります。

[平成26年度]

- これまでの適正化事業の取組について検証・分析を行い、改善を行っていきます。



【保険者名：鈴鹿亀山地区広域連合】

<p>○これまでの取組の状況</p>	<p>【地域密着型サービス事業所に対する実地指導及び指導監査】 平成 20 年度から開始しています。 営利法人の運営する介護保険地域密着型サービス事業所の指導監査は、平成 21 年度から開始し、平成 23 年度中に全ての事業所に対する指導監査を終了します。</p> <p>【認定調査状況チェック】 新規申請・区分変更申請の訪問調査(遠隔地は除く)について、全て保険者が実施しています。 訪問調査について、保険者職員及び委託先職員の調査票の確認は100%実施し、同時に調査員に対する個別指導も行っています。</p> <p>【ケアプランチェック】 ケアプラン点検マニュアルに基づき主任ケアマネジャーの協力を得て包括支援センターと共に平成 22 年 9 月より毎月2事業所ずつ実施しています。</p> <p>【住宅改修実態調査】 従前より全件事前協議にてケアマネジャーより必要性の聴取を行っています。 平成 22 年 9 月より毎月 4 件程度現地訪問調査を実施しています。</p> <p>【福祉用具実態調査】 平成 22 年 9 月より毎月 4 件程度現地訪問調査を実施しています。</p> <p>【介護給付費通知】 平成 20 年度より、毎年 3 か月に 1 回、年 4 回通知しています。</p> <p>【医療情報との突合】 国保連合会から受信したデータの内容確認を行い、福祉用具貸与・入所と入院の状況・居宅療養管理指導と在宅医療総合管理料等の利用状況について対象事業所等に問い合わせたうえで不適正な場合は過誤申立等を行うことにより精査し給付適正化につなげています。</p> <p>【縦覧点検】 縦覧点検の出力帳票を基に給付実績等を確認し、不整合等について対象事業所等に問い合わせたうえで不適正な場合は過誤申立等を行うことにより、給付の適正化につなげています。</p> <p>【給付実績の活用】 介護支援専門員からの相談時やケアプランチェック実施時に活用し、適切なサービス提供がなされるよう指導・助言をしています。</p>
<p>○事業の実施結果等を検証</p>	<p>【認定調査状況チェック】 調査票の確認を行うことで認定調査員の質の向上や、ある程度の平準化を図ることができているが、委託先の認定調査員が多数のためまだ調査員の質にばらつきがみられます。</p>

	<p>【ケアプランチェック】</p> <p>実施するにあたりチェックする側, される側を問わずケアマネジャーの知識の差が大きいと感じています。資格取得時期によって, 養成研修内容が異なるため平準化が望まれます。</p> <p>【住宅改修及び福祉用具実態調査】</p> <p>実施するにあたっては, 実施件数より内容に着目して実施しています。</p> <p>【医療情報との突合・縦覧点検・給付実績活用】</p> <p>国保連合会介護給付適正化システムを活用し, 不明な点は介護支援専門員等にきめ細やかな問い合わせやプラン点検等を行い, 給付の適正化につなげています。</p> <p>○ 適正化を実施するにあたっては, チェックする側の十分な知識が必要と考えます。</p>
○目標	<p>○ 営利法人の運営する介護保険地域密着型サービス事業所の指導監査を実施します。</p> <p>○ その他の地域密着型サービス事業所の実地指導を計画的に行います。</p> <p>○ 認定調査票の確認を100%実施します。</p> <p>○ ケアプランチェックを実施する人員の資質向上を図ります。</p>
○今後の取り組みの工程	<p>【平成23年度】</p> <p>全ての営利法人の運営する介護保険地域密着型サービス事業所の指導監査を終了します。</p> <p>適正化各事業の充実を図ります。</p> <p>【平成24年度】</p> <p>適正化各事業の充実を図ります。</p> <p>【平成25年度】</p> <p>適正化各事業の充実を図ります。</p> <p>【平成26年度】</p> <p>適正化各事業の充実を図ります。</p>